

流山市発注契約に係る労働環境確認に関する要綱（試行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、流山市（以下「市」という。）が発注する工事請負契約及び業務委託契約の適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる契約）

第2条 労働環境の確認を行う契約は、次に掲げるものとする。ただし、契約担当課長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

（1） 予定価格（税込み）が3,000万円以上の次に掲げる業務委託契約

ア 建物清掃業務

イ 給食調理業務

ウ 設備機器運転管理業務

エ 受付・警備業務（機械警備を除く）

（2） 予定価格（税込み）が6,000万円以上の工事請負契約

（3） 予定価格（税込み）が3,000万円以上の工事請負契約で、かつ調査基準価格を下回る価格で落札された工事請負契約

（労働環境の確認書類）

第3条 労働環境を確認する書類は、労働環境申告書（様式1又は様式2）及び労働者配置計画書（様式3）とする。また、下請負契約を結ぶ場合においても労働者配置計画書（様式3）を提出するものとする。

2 労働環境申告書等の提出は、契約締結後21日以内に行うものとする。

3 市は、労働環境申告書等の提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

（入札参加者への周知）

第4条 当該要綱が適用される旨を、一般競争入札においては公告文により、周知するものとする。指名競争入札においては契約条件の留意事項により周知するものとする。

（調査、改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置）

第5条 市は契約の相手方に対する労働環境の調査、改善の指示及び報告の聴

取並びに指名停止等の措置を行うことができるものとする。

- 2 前項の指名停止等の措置の適用については、流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に定めるところによる。

（労働環境の基準）

第6条 この要綱に基づき確認する労働環境は、次項に定めるものを除くほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を基準とする。

- 2 この要綱に基づき確認する労働環境のうち最低賃金水準額に係る事項については、次の各号に定める額を参考とし、最低賃金水準額を別途定めるものとする。

（1）業務委託契約については、千葉県最低賃金。

（2）工事請負契約については、農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する「公共工事設計労務単価」（千葉県）。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に施行に関し必要な事項は、契約担当課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月 1日から施行する。